

ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組状況について

1 「京都府の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の策定

(1) 策定趣旨

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」）に基づく地方公共団体の責務などを踏まえ、本府の公の施設において同法に基づく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、公の施設の設置及びその管理に関する条例（以下「設置・管理条例」）に基づく使用制限規定の適用の考え方などを明らかにするガイドラインを策定するもの

(2) ガイドライン（案）の概要

区 分	内 容	
目 的	ヘイトスピーチ解消法において本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないとされたことを踏まえ、府の公の施設において、同解消法に基づく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に各施設管理者が、設置・管理条例に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準を策定	
対 象 施 設	地方自治法第244条の規定による「公の施設」であって、府の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設（指定管理者制度を導入したのもの及び目的外使用許可により使用させるものを含む）	
不当な差別的言動の定義	ヘイトスピーチ解消法に基づく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（注1）	
使用制限の要件	次のいずれかに該当する場合に、施設の使用の不承認等（注2）を実施 ①「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合（注3） ②「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が予測され、そのことによる紛争のおそれがあり、警察の警備等によっても混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合 【施設設置・管理条例の具体的運用】 要件①に該当：「公序良俗」に関する使用制限規定の適用による不承認等 要件②に該当：「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定の適用による不承認等	
使用制限の実施	不承認等	使用申請において要件に該当すると判断した場合、第三者機関から意見聴取した上で不承認等を実施
	承認等の取消	使用承認等決定後に要件に該当すると判断した場合、行政手続条例にのっとり聴聞の手続を執り、その内容とともに第三者機関から意見聴取した上で承認等を取消
	条件付承認等	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が参加可能な集会等のための施設使用承認等の全てに、「ガイドラインによる不当な差別的言動を行わないこと」などの条件付け 条件に反し、不当な差別的言動を行った場合には、本来、取消事由に当たることと鑑み、使用の中止を申し入れるほか、以後の府有施設の使用に際し、「客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合」に該当するものとして考慮するものとする。

(注1)「ヘイトスピーチ解消法参考情報(その2)」(法務省)で示された典型例

① 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の告知

〇〇人は殺せ、〇〇人を海に投げ入れろ、〇〇人の女をレイプしろ など

② 本邦外出身者を著しく侮蔑するもの

特定の国又は地域の出身である者について、蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動 など

③ 「地域社会から排除することを煽動する」言動

〇〇人はこの町を出て行け、〇〇人は祖国へ帰れ、〇〇人は強制送還すべき など

(注2) 承認・許可を「承認等」、不承認・不許可を「不承認等」とする。

(注3) 不当な差別的言動が行われるか否かは、「ヘイトスピーチ解消法参考情報(その1)」(法務省)により、次の諸事情を総合的に勘案して判断

- ① 事前に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情(集会等における表現活動の内容のほか、時間・場所、集会等の規模・態様、参加者の募集の方法、一般への公開の有無等)
- ② 集会等の主催者及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会等における言動の内容等の諸事情

(3) 策定時期

平成30年3月末

2 ヘイトスピーチ解消法に基づく基本的施策の実施

(1) 相談体制の整備

「差別などの人権侵害に関する特設法律相談」窓口の開設

京都弁護士会と連携し、人権に関わる差別などの問題解決へ向け弁護士がアドバイスする特設法律相談窓口を、平成29年7月から府庁舎(府庁、宇治・舞鶴総合庁舎)で開設

(2) 啓発活動等

ア 人権フォーラム

「いま、ヘイトスピーチを考える」(平成28年7月14日開催)

イ 啓発パンフレット

「ヘイトスピーチと人権」(平成29年3月発行)

ウ その他

年間を通じて実施する人権啓発活動(新聞意見 広告、ラジオ番組、啓発イベント、人権啓発指導者養成研修会等)において、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」を実現する観点から、ヘイトスピーチについての啓発を実施